



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課

規 則

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第4号

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する権限委任規則（昭和26年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(54) 略 <u>(54)の2 健康増進法第25条の5第2項の規定による喫煙の中止命令又は喫煙禁止場所からの退出命令に関すること。</u> <u>(54)の3 健康増進法第25条の7の規定による指導及び助言に関すること。</u> <u>(54)の4 健康増進法第25条の9第1項の規定による立入検査等に関すること。</u> <u>(54)の5 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第2条第6項から第8項までの規定による届出の受理に関すること。</u> (55)～(168) 略	第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(54) 略 (55)～(168) 略

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所